

# 宍粟市住民投票条例(案)の概要

平成30年 6 月

宍粟市

# 宍粟市住民投票条例（案）の概要

## 1 趣旨

この条例は、宍粟市自治基本条例（平成 23 年宍粟市条例第 4 号。以下「自治基本条例」という。）第 20 条第 4 項の規定に基づき、住民投票の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

### 【説明】

条例の趣旨について定めるものです。

この条例は、宍粟市自治基本条例第20条第4項の規定に基づき、市民の意思を直接確認する仕組みとして、住民投票の実施に関する必要な事項を定めるものです。

## 2 住民投票に付することができる事項

自治基本条例第 20 条第 1 項及び第 2 項のまちづくりに関する重要事項（以下「重要事項」という。）は、市及び市民に重大な影響を与え、又は与える可能性のある事項であって、市民に直接その賛否を問う必要があると認められるものをいう。ただし、次に掲げる事項を除く。

- (1) 市の権限に属しない事項。ただし、市の意思として明確に表示しようとする場合は、この限りでない。
- (2) 法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項
- (3) 市の組織、人事又は財務に関する事項
- (4) 専ら特定の市民又は地域に関する事項
- (5) 前 4 号に掲げるもののほか、住民投票に付することが適当でないと明らかに認められる事項

### 【説明】

住民投票に付すことのできるまちづくりに関する重要事項及び除外事項等を定めるものです。

住民投票に付すことのできる重要事項は、例示している 5 つの除外規定を除き、市及び市民に重大な影響を与え、又は与える可能性のある事項であって、市民に直接その賛否を問う必要があると認められるものとします。

### 3 住民投票の投票資格者

- 1 住民投票の投票権を有する者（以下「投票資格者」という。）は、年齢満 18 歳以上の日本国籍を有する者又は定住外国人で、その者に係る本市の住民票が作成された日（他の市町村から本市に住所を移した者で住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 22 条又は第 30 条の 46 の規定による届出をした者については、当該届出をした日）から引き続き 3 か月以上本市の住民基本台帳に記録されている者とする。
- 2 定住外国人とは、次の各号いずれかに該当する者をいう。
  - (1) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）に定める特別永住者
  - (2) 出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）別表第 2 の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者
- 3 1 及び 2 の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する者は、住民投票の投票権を有しない。
  - (1) 公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 11 条第 1 項若しくは第 252 条、政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 28 条又は地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律（平成 13 年法律第 147 号）第 17 条第 1 項から第 3 項までの規定（以下「選挙法規定」という。）により選挙権を有しない者
  - (2) 定住外国人を公職選挙法第 9 条に規定する選挙権を有する者とみなして選挙法規定を適用した場合に選挙権を有しないこととなる者

#### 【説明】

住民投票の投票資格者を定めるものです。

投票資格者については、年齢満 18 歳以上の日本国籍を有する者又は定住外国人（特別永住者又は永住者）で、引き続き 3 か月以上市内に在住している者とします。

また、公職選挙法等の規定により選挙権を有していない者は、住民投票の投票権を有しないこととします。

### 4 住民投票に関する事務の委任

市長は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条の 2 の規定に基づき、住民投票の管理及び執行に関する事務を宍粟市選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」という。）に委任するものとする。

#### 【説明】

住民投票に関する事務の委任について定めたものです。

地方自治法第 180 条の 2 の規定により住民投票の管理及び執行に関する事務を選挙管理委員会に委任することとします。

## 5 住民投票の請求及び発議

- 1 投票資格者は、その総数の6分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対して、重要事項について住民投票を実施することを書面により請求することができる。
- 2 市長は、重要事項について、自ら住民投票を発議し、実施することができる。

### 【説明】

住民投票の請求及び発議について定めるものです。

投票資格者は市長に対し、住民投票の実施を投票資格者の総数の6分の1以上の署名及び書面により請求できることとします。

また、市長は自ら住民投票を発議し、実施できることとします。

## 6 住民投票の形式

請求又は発議により住民投票に付そうとする事項は、二者択一で賛否を問う形式としなければならない。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りではない。

### 【説明】

住民投票の形式について定めるものです。

原則、設問形式は「賛成」「反対」のいずれかを選択する二者択一形式に限定することとしますが、例外的に3つ以上の選択肢から選ぶ形式も認めることとします。

## 7 代表者証明書の交付等

- 1 住民投票の実施を請求しようとする代表者（以下「代表者」という。）は、市長に対し、規則で定めるところにより、住民投票に付そうとする事項及びその趣旨を記載した実施請求書（以下「実施請求書」という。）をもって当該事項が重要事項であること及び住民投票の形式に該当することの確認を請求し、かつ、文書をもって代表者であることの証明書（以下「代表者証明書」という。）の交付を申請しなければならない。
- 2 市長は、請求及び申請（以下「請求等」という。）があった場合において、実施請求書に記載された住民投票に付そうとされる事項が重要事項であること、住民投票の形式に該当すること及び代表者が投票資格者であること（以下「住民投票実施要件」という。）を確認したときは、速やかに当該代表者に実施請求書を返付し、代表者証明書を交付するとともに、その旨を告示しなければならない。
- 3 市長は、請求等の内容が住民投票実施要件に該当しないときは、当該請求等を却下しなければならない。
- 4 市長は、代表者証明書を交付するときは、申請の日現在の投票資格者の総数の6分の1の数（以下「必要署名者数」という。）を代表者に通知するとともに、告示しなければならない。
- 5 選挙管理委員会の委員又は職員である者は、代表者になることができない。

### 【説明】

住民投票を請求しようとする代表者となるための手続き等について定めるものです。

投票資格者が住民投票の請求の代表者になるためには、規則で定める「住民投票実施請求代表者証明書交付申請書」と「住民投票実施請求書」の2つの文書をもって、市長に対し、代表者証明書の交付申請を行うこととします。

市長は、請求及び申請があった場合において、実施請求書に記載された住民投票に付そうとされる事項が重要事項であること、住民投票の形式に該当すること及び代表者が投票資格者であることを確認し、該当する場合は、代表者に実施請求書を返付し、代表者証明書を交付するとともに、その旨を告示することとします。該当しない場合は、請求等を却下することとします。また、代表者証明書の交付の際に、代表者に対して請求に必要な代表者証明書の交付申請の日現在における投票資格者の総数の6分の1の数を通知するとともに、その数を告示することとします。

選挙管理委員会の委員又は職員である者は代表者になることができないこととします。

## 8 署名等の収集

- 1 代表者は、住民投票の実施の請求者の署名簿（以下「署名簿」という。）に実施請求書又はその写し及び代表者証明書又はその写しを付して、投票資格者に対し、規則で定めるところにより、署名等（署名し、印を押すことに併せ、署名年月日、住所及び生年月日を記載することをいう。以下同じ。）を求めなければならない。
- 2 署名等（印を押すことを除く。）は、盲人が点字（公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）別表第 1 に定める点字をいう。以下同じ。）で自書することによりすることができる。
- 3 身体の故障その他の理由により署名簿に署名等を行うことができない者は、投票資格者（代表者及び当該代表者の委任を受けて当該投票資格者に対し当該署名簿に署名することを求める者を除く。）に署名等を委任することができる。この場合において、委任を受けた者による署名等は委任をした者の署名等とみなす。
- 4 代表者は、投票資格者に委任して署名等を求めることができる。この場合において、委任を受けた者は、実施請求書又はその写し、代表者証明書又はその写し及び代表者の委任状を署名簿に付さなければならない。
- 5 代表者は、署名等を求めるための委任をしたときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。
- 6 代表者は、市内で衆議院議員、参議院議員、兵庫県の議会の議員若しくは知事又は市の議会の議員若しくは市長の選挙（以下「選挙」という。）が行われることとなるときは、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 92 条第 4 項に規定する期間において署名等を求めることができない。
- 7 署名等は、代表者証明書の交付等の告示の日から 1 か月以内でなければ求めることができない。ただし、6 の規定により署名等を求めることができないこととなった期間がある場合は、当該期間を除き、代表者証明書の交付等の告示の日から 31 日以内とする。

### 【説明】

代表者が行う住民投票の実施請求のために必要となる署名等の収集方法等について定めるものです。

署名を収集する際の署名簿には、実施請求書（写し可）と代表者証明書（写し可）を付して、投票資格者に対し署名等を求めることとします。署名収集の際に求める事項は、署名、押印、署名年月日、住所、生年月日であり、署名については、代筆署名が認められる場合を除いて、必ず自署しなければならないこととします。

また、目の不自由な投票資格者は、点字で自己の署名等を記載することができることとします。心身の故障その他の事由により署名簿に署名等を行うことができない場合についても、署名等を代筆させることができることとします。その際に署名等の委任を受けた者は、署名簿に署名の代筆者として署名することとします。

代表者は、他の投票資格者に署名収集を委任することができることとします。署名収集を委任された者は、署名収集の際には、規則で定める「住民投票実施請求署名収集委任

状」、実施請求書（写し可）と代表者証明書（写し可）を署名簿に付さなければならないこととします。

代表者は、署名収集の委任をしたときは、直ちに市長に規則で定める「住民投票実施請求署名収集委任届」を提出しなければならないこととします。

市内で選挙が行われるときは、署名収集を禁止することとします。署名の収集期間については、代表者証明書の交付の告示があった日から1か月以内とします。なお、選挙により署名収集を禁止される期間があった場合については、その期間を除いて31日以内とします。

## 9 署名簿の提出等

- 1 署名簿に署名等をした者の数が必要署名者数以上となったときは、代表者は、署名期間満了の日の翌日から5日以内にすべての署名簿（署名簿が2冊以上に分かれているときは、これらを一括したもの）を選挙管理委員会に提出しなければならない。
- 2 選挙管理委員会は、署名簿の提出を受けた場合において、署名簿に署名等をした者の数が必要署名者数に満たないことが明らかであるとき、又は1に規定する期間を経過しているときは、当該提出を却下しなければならない。

### 【説明】

署名簿に署名等をした者の数が必要署名者数以上になったときの署名等の審査のための署名簿の提出方法や必要署名者数に満たないときの手続き等について定めるものです。

署名数が必要署名者数に達したときは、署名収集期間満了日の翌日から5日以内に全ての署名簿を選挙管理委員会に提出し、署名簿に署名等をした者が審査名簿に登録された者であることの証明を受けることとします。

また、署名数が必要署名者数に満たないことが明らかであるとき、提出期間を経過しているときは、署名簿の提出を却下することとします。

## 10 審査名簿の調製

- 1 選挙管理委員会は、署名簿の提出を受けた場合においては、却下するときを除き、規則で定めるところにより、審査名簿を調製しなければならない。
- 2 選挙管理委員会は、審査名簿を調製したときは、5日間、投票資格者（審査名簿に登録された者に限る。）からの申出に応じ、審査名簿の抄本（当該申出を行った投票資格者が記載された部分に限る。）を閲覧させなければならない。
- 3 選挙管理委員会は、閲覧を開始する日の3日前までに閲覧の期間及び場所を告示しなければならない。
- 4 審査名簿の調製に関し不服のある者は、閲覧の期間内に文書をもって選挙管理委員会に異議を申し出ることができる。
- 5 選挙管理委員会は、異議の申出を受けたときは、その異議の申出を受けた日から3日以内に、その異議の申出が正当であるか否かを決定しなければならない。
- 6 選挙管理委員会は、異議の申出を正当であると決定したときは、その異議の申出に係る者を直ちに審査名簿に登録し、又は審査名簿から抹消するとともに、その旨を異議を申し出た者（以下「異議申出人」という。）及び関係人に通知しなければならない。
- 7 選挙管理委員会は、異議の申出を正当でないと決定したときは、直ちにその旨を異議申出人に通知しなければならない。

### 【説明】

選挙管理委員会に提出された署名簿を審査する署名審査用の名簿（以下「審査名簿」という。）の調製方法について定めるものです。

選挙管理委員会は、必要署名者数以上の署名簿の提出があった場合において、審査名簿を調製することとします。

審査名簿の閲覧期間は、5日間（土日、祝日等を含む。）とします。閲覧の期間と場所については、閲覧開始日の3日前までに選挙管理委員会が告示することとします。

審査名簿の登録に関し不服がある投票資格者（投票資格を有すると主張する者を含む。）は、異議の申出の趣旨や理由等を記した文書をもって、選挙管理委員会に対し、異議の申出を行うことができることとします。

選挙管理委員会は、審査名簿の登録に関して異議の申出を受けたときは、その異議の申出を受けた日から3日以内にその異議に対する決定を行うこととします。

申出を正当と決定した場合は、異議の申出に係る者を審査名簿に登録、又は抹消し、その旨を申出人及び関係人に通知することとします。

申出を正当でないと決定した場合は、その旨を申出人に通知することとします。

## 11 署名等の審査

- 1 選挙管理委員会は、署名簿の提出を受けたときは、その日から 20 日以内に署名簿に署名等をした者が審査名簿に登録されている者かどうかの審査を行い、署名等の効力を決定し、その旨を証明しなければならない。
- 2 選挙管理委員会は、署名等の証明が終了したときは、その翌日から 7 日間、署名簿を関係人の縦覧に供さなければならない。
- 3 選挙管理委員会は、署名簿を縦覧に供するときは、あらかじめ縦覧の期間及び場所を告示しなければならない。
- 4 署名簿の署名等に関し不服のある関係人は、縦覧の期間内に文書をもって選挙管理委員会に異議を申し出ることができる。
- 5 委員会は、異議の申出を受けた場合においては、その異議の申出を受けた日から 14 日以内にその異議の申出が正当であるか否かを決定しなければならない。この場合において、その申出を正当であると決定したときは、速やかに証明を修正し、その旨を申出人及び関係人に通知し、その申出を正当でないと決定したときは、速やかにその旨を申出人に通知しなければならない。
- 6 選挙管理委員会は、縦覧の期間内に関係人の異議の申出がないとき、又はすべての異議についての決定をしたときは、その旨及び有効署名等の総数を告示するとともに、署名簿を代表者に返付しなければならない。
- 7 その他の署名等の審査に関しては、地方自治法、地方自治法施行令及び地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号）の規定の例による。

### 【説明】

選挙管理委員会に提出された署名簿の署名等の審査方法、審査後の署名簿の縦覧及びそれに関する異議の申出、有効署名数の告示などの手続きについて定めるものです。

選挙管理委員会は、代表者から署名簿が提出され、署名等の証明を求められたときは、20日以内に署名等をした者が審査名簿に登録されている者かどうかについて審査を行い、署名等の効力を決定し、有効、無効である旨の証明をすることとします。

選挙管理委員会は、署名等の証明が終了したときは、選挙管理委員会が指定した場所において、7日間（土日、祝日等を含む）、署名簿の縦覧を行うこととします。また、縦覧の期間と場所については、選挙管理委員会があらかじめ告示することとします。

縦覧に付された署名簿の署名等の効力に関し不服のある関係人は、縦覧期間内に、異議の申出の趣旨や理由等を記した文書をもって、選挙管理委員会に対し、異議の申出を行うことができることとします。

選挙管理委員会は、署名等の効力に関し異議の申出を受けたときは、その異議の申出を受けた日から14日以内にその異議に対する決定を行うこととします。

申出を正当と決定した場合は、証明を修正し、その旨を申出人及び関係人に通知することとします。

申出を正当でないと決定した場合は、速やかにその旨を申出人に通知しなければならないこととします。

選挙管理委員会は、縦覧期間内に異議の申出がないとき、又はすべての異議に対する決定を行ったときは、その旨及び有効署名等の総数を告示するとともに、署名簿を代表者に返付しなければならないこととします。

その他の署名等の審査に関しては、地方自治法等の直接請求制度の規定の例によることとします。

## 12 住民投票の請求方法等

- 1 住民投票の請求は、代表者が署名簿の返付を受けた日から5日以内に、市長から返付された実施請求書に署名簿の効力を証明する書面及び当該署名簿を添えてこれを行わなければならない。
- 2 市長は、請求があった場合において、署名簿の有効署名等の総数が必要署名者数に達しないとき、又は期間を経過しているときは、これを却下しなければならない。
- 3 市長は、請求を受理したときは、住民投票を実施するものとする。
- 4 市長は、3の請求により住民投票を実施するときは、速やかに代表者及び選挙管理委員会に通知するとともに、その旨を告示しなければならない。
- 5 市長は、自ら住民投票を実施するときは、速やかに選挙管理委員会に通知するとともに、その旨を告示しなければならない。

### 【説明】

住民投票の請求方法、要件を満たさない場合の却下の規定、住民投票の実施及び実施に係る告示等について定めるものです。

代表者は、署名簿の返付を受けた日から5日以内に、市長に対して、住民投票の実施の請求をしなければならないとします。

市長は、1の請求があった場合において、署名簿の有効署名等の総数が必要署名者数に達していないとき、又は請求期間を経過しているときは、請求を却下することとします。

市長は、1の請求を受理したときは、住民投票を実施することとし、速やかにその旨を代表者及び選挙管理委員会に通知し、住民投票の実施について告示することとします。

市長が自ら住民投票を実施する場合についても、速やかにその旨を選挙管理委員会に通知するとともに告示することとします。

## 13 住民投票の期日

- 1 選挙管理委員会は、住民投票実施の告示があった日から31日以後90日以内において住民投票の期日（以下「投票日」という。）を定めるものとする。ただし、投票日に選挙が行われるときその他選挙管理委員会が特に必要があると認めるときは、当該投票日を変更することができる。
- 2 選挙管理委員会は、投票日の7日前までに当該投票日を告示しなければならない。

### 【説明】

住民投票の投票期日について定めるものです。

住民投票の投票日は、住民投票実施の告示日から起算して31日以降90日までの間に選挙管理委員会が設定することとします。

また、住民投票の投票日に選挙が行われることとなったときは、選挙管理委員会は投票日を変更することができることとします。

選挙管理委員会は、投票日を決定した場合は、7日前までに投票日を告示することとします。

## 14 情報の提供

- 1 市長は、投票資格者の投票の判断に資するため、住民投票に付された重要事項（以下「付議事項」という。）に係る市が保有する情報を市民に提供しなければならない。
- 2 市長は、情報の提供に当たっては、中立性の保持に努めなければならない。

### 【説明】

付議事項に係る市が保有する情報の提供について定めるものです。

市長は、付議事項に係る市が保有する情報を市民に提供しなければならないこととします。また、情報の提供に当たっては中立性の保持に努めなければならないこととします。

## 15 住民投票運動

- 1 投票管理者及び開票管理者は、付議事項に対し賛成又は反対の投票をし、又はしないよう勧誘する行為（以下「住民投票運動」という。）をすることができない。
- 2 不在者投票を管理する者は、不在者投票に関し、その者の業務上の地位を利用して住民投票運動をすることができない。
- 3 選挙管理委員会の委員又は職員である者は、住民投票運動をすることができない。
- 4 住民投票に係る投票運動をするに当たっては、次に掲げる行為をしてはならない。
  - (1) 買収、脅迫その他不正の手段により投票資格者の自由な意思を拘束し、又は干渉する行為
  - (2) 市民の平穏な生活環境を侵害する行為

### 【説明】

住民投票の投票運動について定めるものです。

投票管理者、開票管理者、選挙管理委員会の委員又は職員は住民投票運動を禁止することとし、不在者投票管理者についても、業務上の地位を利用して住民投票運動を行うことを禁止することとします。

また、買収、脅迫及び市民の平穏な生活環境を侵害する行為については禁止することとします。

## 16 投票資格者名簿の調製

- 1 選挙管理委員会は、規則で定めるところにより、投票資格者名簿を調製しなければならない。
- 2 1の投票資格者名簿は、投票区ごとに調製しなければならない。
- 3 選挙管理委員会は、投票資格者名簿を調製したときは、投票日の告示の日に、投票資格者からの申出に応じ、投票資格者名簿の抄本を縦覧させなければならない。
- 4 選挙管理委員会は、縦覧を開始する日の3日前までに縦覧の場所を告示しなければならない。
- 5 投票資格者名簿に係る異議の申出、補正登録並びに表示及び訂正に関する手続については公職選挙法第24条、第26条及び第27条の規定を準用する。
- 6 選挙管理委員会は、投票資格者名簿に登録されている者について次のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を投票資格者名簿から抹消しなければならない。この場合において、(3)に該当するときは、その旨を告示しなければならない。
  - (1) 死亡したことを知ったとき。
  - (2) 投票資格者でなくなったことを知ったとき。
  - (3) 登録の際に登録されるべきでなかったことを知ったとき。

### 【説明】

投票資格者であるかについて確認するための投票資格者名簿について、その調製の方法等について定めるものです。

選挙管理委員会が調製する投票資格者名簿は、投票区ごとに調製することとします。

選挙管理委員会は、投票資格者名簿の縦覧を開始する日の3日前までに縦覧の期間と場所を告示することとします。

投票資格者名簿の登録内容に不服のある者は、縦覧の期間内に申出の趣旨や理由を記した文書により選挙管理委員会に異議を申し出ることができることとします。

選挙管理委員会は、異議の申出を受けたときは、その日から3日以内にその申出に対する決定を行うこととします。このとき、その申出が正当であると決定した場合は投票資格者名簿を修正し、その旨を申出人と関係者に通知することとします。また、正当でないと決定した場合は、その旨を申出人に通知することとします。

投票資格者名簿の補正登録や訂正等の具体的な手続きについては、公職選挙法に規定する選挙人名簿に関する手続きについて準用します。

選挙管理委員会は、投票資格者名簿に登録されている者が、投票資格者でなくなったことを知った場合には、直ちにその者を投票資格者名簿から抹消することとします。

## 17 投票区及び投票所

- 1 住民投票の投票区及び投票所は、あらかじめ選挙管理委員会の指定した場所に設けるものとする。
- 2 選挙管理委員会は、投票日の5日前までに、投票所を告示しなければならない。

### 【説明】

住民投票の投票区と投票所について定めるものです。

選挙管理委員会は、住民投票の投票区及び投票所を定め、投票日の5日前までに投票所を告示することとします。

## 18 投票管理者及び投票立会人

選挙管理委員会は、規則で定めるところにより、投票所に投票管理者及び投票立会人を置く。

### 【説明】

住民投票の際の投票管理者及び投票立会人について定めるものです。

各投票所に投票管理者及び投票立会人を置くこととします。

## 19 投票することができない者

- 1 投票資格者名簿に登録されていない者は、投票をすることができない。
- 2 投票日において、投票資格者でない者は、投票をすることができない。

### 【説明】

住民投票を行うことができない者を定めるものです。

投票資格者名簿に登録されていない者、投票当日に既に市外に転居している者は投票することができないこととします。

## 20 投票の方法

- 1 住民投票の投票は、付議事項ごとに1人につき1票とする。
- 2 住民投票の投票を行う投票資格者（以下「投票人」という。）は、投票日、自ら投票所に行き、投票資格者名簿又はその抄本の対照を経なければ、投票をすることができない。
- 3 投票人は、投票人の自由な意思に基づき、投票用紙の選択肢から一つを選択し、所定の欄に○の記号を自書し、これを投票箱に入れなければならない。
- 4 投票用紙には、投票人の氏名を記載してはならない。

### 【説明】

投票資格者が投票を行う際の方法について定めるものです。

住民投票の投票は、対象事案ごとに1人1票により行うこととします。

投票資格者は、投票日、自ら投票所に行き、投票資格者名簿又はその抄本の対照を経て投票をしなければならないこととします。

投票資格者は、投票用紙の複数の選択肢から一つを選択し、所定の欄に自ら○の記号を記載し、これを投票箱に入れることとします。

投票用紙に氏名を記入してはならないこととします。

## 21 期日前投票等

- 1 投票人は、規則で定めるところにより、期日前投票を行うことができる。
- 2 投票人は、規則で定めるところにより、不在者投票を行うことができる。
- 3 投票人は、規則で定めるところにより、点字による投票を行うことができる。
- 4 投票人は、規則で定めるところにより、代理投票を行うことができる。

### 【説明】

住民投票の期日前投票等の例外となる投票の方法について定めるものです。  
期日前投票、不在者投票、点字投票及び代理投票ができることとします。

## 22 開票区及び開票所

- 1 住民投票の開票区は、市の区域とし、開票所は、あらかじめ選挙管理委員会の指定した場所に設けるものとする。
- 2 選挙管理委員会は、あらかじめ開票の場所及び日時を告示しなければならない。

### 【説明】

住民投票の開票区及び開票所について定めるものです。  
住民投票の開票は、市の区域を開票区とし、選挙管理委員会は、あらかじめ開票所の場所及び開票の日時を告示することとします。

## 23 開票管理者及び開票立会人

選挙管理委員会は、規則で定めるところにより、開票所に開票管理者及び開票立会人を置く。

### 【説明】

住民投票の開票管理者及び開票立会人について定めるものです。  
選挙管理委員会は、開票所に開票管理者及び開票立会人を置くこととします。

## 24 無効投票

- 1 次のいずれかに該当する投票は、無効とする。
  - (1) 所定の用紙を用いないもの
  - (2) ○の記号以外の事項を記載したもの
  - (3) ○の記号を自書しないもの
  - (4) ○の記号のほか、他事を記載したもの
  - (5) ○の記号を投票用紙の複数の欄に記載したもの
  - (6) ○の記号を投票用紙の選択肢のいずれに記載したか判別し難いもの
  - (7) 白紙投票
- 2 点字投票及び代理投票による投票の場合は、適用しない。

### 【説明】

無効な投票について定めるものです。

無効となる投票を例示的に列挙しています。

例示に該当する投票については、無効となりますが、点字投票及び代理投票については除外することとします。

## 25 住民投票の成立要件等

住民投票は、一の付議事項について投票した者の総数が当該住民投票の投票資格者数の2分の1に満たないときは、成立しないものとする。この場合においては、開票作業その他の作業を行わない。

### 【説明】

住民投票の成立要件等について定めるものです。

一の付議事項について投票した者の総数が当該住民投票の投票資格者数の2分の1に満たないときは成立しないこととします。また、成立しない場合は開票を行わないこととします。

## 26 投票の結果

- 1 選挙管理委員会は、住民投票の結果が確定したときは、速やかに付議事項に対する賛成の投票の数及び反対の投票の数並びにこれらの投票の総数を告示するとともに、市長に報告しなければならない。
- 2 市長は、1の報告があったときは、その内容を速やかに市議会に通知しなければならない。
- 3 市長は、住民投票の結果が確定した場合において、選挙管理委員会から報告があったときは、その内容を速やかに代表者に通知しなければならない。

### 【説明】

投票の結果の告示等について定めるものです。

選挙管理委員会は、住民投票の結果が確定したときは、速やかに付議事項に対する賛成者数、反対者数、総数等を告示するとともに、市長に結果を報告することとします。

また、市長は結果を議会へ報告するとともに代表者へ通知することとします。

## 27 再請求等の制限

この条例による住民投票が実施された場合において、その結果が告示された日から2年が経過するまでの間は、何人も、付議事項と同一又は同旨の事項について、住民投票の請求をすることができない。

### 【説明】

一度住民投票に付された事項の再請求の制限について定めるものです。

一度住民投票に付された事項の再請求について、2年間の制限期間を設けることとします。

## 28 投票及び開票

その他住民投票の投票及び開票に関し必要な事項については、公職選挙法、公職選挙法施行令及び公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）の規定により行われる地方公共団体の議会の議員又は長の選挙の例による。

### 【説明】

住民投票の投票及び開票の手続について定めるものです。

条例で定める事項以外の投票及び開票の手続きは、公職選挙法、公職選挙法施行令、公職選挙法施行規則の例によることとします。

## 29 委任

この条例に定めるもののほか、この条例に関し必要な事項は、規則で定める。

### 【説明】

規則への委任を定めるものです。

条例で定めるもの以外の詳細な手続き、様式等の実施のために必要な事項は規則で定めることとします。